

「日経平均内需株 50 指数」 「日経平均外需株 50 指数」

算出要領

株式会社 日本経済新聞社

- ・本資料は日本経済新聞社（以下「日経」という）が算出・公表を行っている「日経平均内需株 50 指数」、「日経平均外需株 50 指数」の算出要領です。同算出要領は、今後、ルールの見直しなどに伴い変更されることがあります。
- ・本資料は日経の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によっても日経に無断で複写、複製又は転載することができません。本資料は、指数への理解を深めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘を行うためのものではありません。

（2024 年 11 月 5 日版）

1：概要

「日経平均内需株 50 指数」、「日経平均外需株 50 指数」は日経平均構成銘柄のうち、それぞれ海外売上高比率の低い 50 銘柄、または高い 50 銘柄から構成される等ウェイト方式の株価指数である。

2：名称

正 称： 日経平均内需株 50 指数
略 称： 日経内需株 50
英文名称： Nikkei 225 Domestic Exposure 50 Index
英文略称： Nikkei Domestic Exposure 50

正 称： 日経平均外需株 50 指数
略 称： 日経外需株 50
英文名称： Nikkei 225 Global Exposure 50 Index
英文略称： Nikkei Global Exposure 50

3：銘柄の管理

（1）基本事項

- ・ 日経平均内需株 50 指数（日経内需株 50）、日経平均外需株 50 指数（日経外需株 50）の構成銘柄数は、原則として 50 銘柄とする。
- ・ 毎年 10 月末に構成銘柄の定期見直しを実施する。翌年の定期見直しまでの間に生じた臨時の銘柄除外によって、50 銘柄に満たない銘柄数で算出する場合があるが、45 銘柄未満になるまでは期中は銘柄数を調整せず、毎年の定期見直し時に 50 銘柄にそろえ直す。

（2）対象銘柄

指数の対象となる銘柄は、日経平均株価の構成銘柄の中から選定する。

（3）構成銘柄の定期見直し

- ・ 毎年 10 月の第 2 営業日を「基準日」とする。算出公表開始後の初回の定期見直しとなる 2019 年以降は以下の方法により入れ替え銘柄を選定し、同月最終営業日の算出から入れ替えを実施する。定期見直しによる銘柄入れ替えは、一定の期間をもって事前に公表する。
- ・ 日経内需株 50 の入れ替え銘柄は次の手順で決定する。

①基準日時点で指数の採用銘柄数が臨時の除外によって 50 銘柄に満たない場合

は、「海外売上高比率」の低い銘柄から 50 銘柄になるように新規採用銘柄を決定する。

②現在採用銘柄の中で海外売上高比率の最も高い銘柄と未採用銘柄の中で海外売上高比率の最も低い銘柄を比較し、海外売上高比率に 10%以上差がある場合は入れ替え銘柄とする。

③対象の銘柄がなくなるまで②を繰り返し、全ての入れ替え銘柄を決定する。

ただし、①～③の各々において海外売上高比率の値が同じ場合は流動性（直近 1 年間の 1 日あたり平均売買代金）が高い銘柄を優先的に採用銘柄とする。

- ・ 日経外需株 50 の入れ替え銘柄は次の手順で決定する。

①基準日時点で指数の採用銘柄数が臨時の除外によって 50 銘柄に満たない場合は、「海外売上高比率」の高い銘柄から 50 銘柄になるように新規採用銘柄を決定する。

②現在採用銘柄の中で海外売上高比率の最も低い銘柄と未採用銘柄の中で海外売上高比率の最も高い銘柄を比較し、海外売上高比率に 10%以上差がある場合は入れ替え銘柄とする。

③対象の銘柄がなくなるまで②を繰り返し、全ての入れ替え銘柄を決定する。

ただし、①～③の各々において海外売上高比率の値が同じ場合は流動性（直近 1 年間の 1 日あたり平均売買代金）が高い銘柄を優先的に採用銘柄とする。

- ・ 海外売上高比率は、当該年の 3 月期を最新の決算年度とする有価証券報告書における顧客の所在地ベースの海外売上高を用いて計算する。顧客の所在地ベースの海外売上高を開示していない場合でもそれに類する値を開示している場合はその値を用いる。値は 5%刻みで切り捨てとする（例：58.5%の場合は 55%とする）。
- ・ 海外売上高比率が 10%未満のため開示を省略している銘柄や、開示していても比率が 10%未満の銘柄は海外売上高比率を一律 5%とする。経営統合により新設された銘柄で有価証券報告書の開示がない場合は統合前の銘柄の売上高を単純合算した値を用いる。海外売上高比率が 10%未満のため開示を省略している銘柄同士の統合の場合は 5%とする。

（４）構成銘柄の臨時入れ替え

- ・ 構成銘柄が日経平均株価から除外されることとなった場合には、当該銘柄を日経平均株価と同日に除外する。
- ・ 臨時除外の結果、構成銘柄が 45 銘柄を下回らない限り、原則として銘柄の補充はその都度実施しない。ただし、日経平均株価において除外銘柄に代えて事業実態を継承する新規上場会社を採用する場合には、当該新規上場会社を上場日（原則として日経平均株価と同日）に採用する。

- ・ 構成銘柄が 45 銘柄を下回ることが明らかとなった場合には、直近の月末最終営業日を基準日として、日経内需株 50 は海外売上高比率の低い銘柄から、日経外需株 50 は海外売上高比率の高い銘柄から補充する。海外売上高比率は直近の定期入れ替え時の値を用いる。なお海外売上高比率が同じ値の場合は流動性（直近 1 年間の 1 日あたり平均売買代金）が高い銘柄を優先する。
- ・ 補充銘柄は、一定の期間をもって事前に公表する。

（５）過年度および本指数公表時点での構成銘柄

- ・ 遡及算出（後掲 4－（７）参照）で用いた日経内需株 50 の構成銘柄は、2017 年以前については各年の基準日時点の日経平均構成銘柄から海外売上高比率の低い 50 銘柄を選定し、各基準日の同月最終営業日に定期入れ替えを実施している。なお海外売上高比率が同じ値の場合は流動性（直近 1 年間の 1 日あたり平均売買代金）が高い銘柄を優先している。また上記（４）記載の臨時入れ替えルールも適用し遡及している。
- ・ 遡及算出（後掲 4－（７）参照）で用いた日経外需株 50 の構成銘柄は、2017 年以前については各年の基準日時点の日経平均構成銘柄から海外売上高比率の高い 50 銘柄を選定し、各基準日の同月最終営業日に定期入れ替えを実施している。なお海外売上高比率が同じ値の場合は流動性（直近 1 年間の 1 日あたり平均売買代金）が高い銘柄を優先している。また上記（４）記載の臨時入れ替えルールも適用し遡及している。
- ・ 算出基点日（2001 年 12 月 28 日）から翌 2002 年の定期入れ替えまでの間の構成銘柄は、算出基点日を基準日として上記の方法により選定した銘柄を即日適用する方法によっている。
- ・ 本指数公表時点での構成銘柄は、2018 年 10 月 2 日を基準日として、同日時点の日経平均構成銘柄から本指数発表日までに上場廃止になった銘柄を除いたうえで上記の方法により選定し、2018 年 10 月最終営業日に入れ替えを実施している。

4：指数の計算

（１）基本事項

- ・ 等ウェイト方式で算出する。ただし、流動性（直近 1 年間の 1 日あたり平均売買代金）が相対的に低い銘柄（日経平均構成銘柄（225 銘柄）のうち下位 5 分の 1）はウェイトを半分にする。
- ・ 2001 年 12 月 28 日（算出基点日）を 10,000 とする。（参考：同日の日経平均株価の値は 10,542.62 円）
- ・ 指数の単位はポイントとし、小数点以下 3 桁目を四捨五入し 2 桁まで表示する。
- ・ 東証の株価を利用して、1 日 1 回、終値ベースで指数算出する。

(2) 計算式

- ・ 日々の指数値は以下の算式により計算する。

$$\text{指数値} = \Sigma \{ \text{株価} \times \text{ウェート} \cdot \text{ファクター} \} \div \text{除数}$$

(3) 株価

- ・ 価格採用の優先順位は以下のとおり。
 - ① 特別気配、連続約定気配または臨時気配、② 終値、③ 基準価格
(基準価格とは、権利落ち理論値、前日の特別気配、連続約定気配または臨時気配、前日の終値の優先順で採用された値)

(4) ウェート・ファクター

- ・ 指数計算に用いる各銘柄のウェート・ファクター（指数用株式数）は、定期見直しの基準日に、次の方法により決定する。小数点以下は切り捨てとする。

$$\text{ウェート} \cdot \text{ファクター} = 1 \times \text{流動性係数} \div \text{基準日時点の株価} \times 10^8$$

① 流動性係数

流動性係数は日経平均株価の構成銘柄内における相対的な流動性に応じてウェートを調整するための係数で、直近 1 年間の 1 日あたり平均売買代金を使って与えられる。日経平均構成銘柄内で平均売買代金の多い順に 1～180 位の銘柄は 1、181～225 位の銘柄は 0.5 とする。

② 株式分割、株式併合

ウェート・ファクター設定以降、構成銘柄に株式分割、株式併合がある場合は、その比率に応じて当該資本異動の権利落ち日にウェート・ファクターを調整する。

- ・ 構成銘柄が 45 銘柄を下回った場合に実施する臨時入れ替えの際の補充銘柄のウェート・ファクターは、補充銘柄の選定に利用した基準日時点のデータを用いて決定する。この時点で、当該補充銘柄以外の構成銘柄のウェート・ファクターは変更しない。
- ・ 持ち株会社化などで新規上場する銘柄を除外銘柄に代えて採用する際の補充銘柄のウェート・ファクターは、除外銘柄のウェートを引継ぐように除外銘柄のウェート・ファクターに移転比率等を勘案して決定する。

(5) 除数

- 算出基点日である 2001 年 12 月 28 日の除数は次のように決定する。

$$\text{除数} = \Sigma \{ \text{算出基点日の株価} \times \text{ウェイト} \cdot \text{ファクター} \} \div 10000$$

- 算出基点日以降、構成銘柄の銘柄入れ替えの都度、次の計算式で除数を修正する。

$$\begin{aligned} \text{翌日の除数} &= \text{当日の除数} \\ &\times (\Sigma \{ \text{翌日構成銘柄の翌日用基準価格} \times \text{翌日用ウェイト} \cdot \text{ファクター} \}) \\ &\div (\Sigma \{ \text{当日構成銘柄の当日株価} \times \text{当日ウェイト} \cdot \text{ファクター} \}) \end{aligned}$$

- 除数は四捨五入して小数点以下 4 桁とする。

(6) 指数値の修正

- 指数値の修正を必要とする事象が後日発生、判明した場合には、原則として、判明以降最初に到来する指数算出日を当該変件事象の発生日として指数計算に反映し、原則として過日にさかのぼっての修正は行わないものとする。

(7) 過年度遡及分の算出

- 算出基点日（2001 年 12 月 28 日＝10000）まで、終値ベースで遡及計算している。
- 遡及算出に用いた構成銘柄は、3－(5) 記載のとおり。

5 : その他

(1) 配当込み指数の算出

「日経平均内需株 50 指数」、「日経平均外需株 50 指数」の関連指数として、配当を加味した以下の指数を、日々終値ベースで算出する。

「日経平均内需株 50 指数（トータルリターン）」

「日経平均外需株 50 指数（トータルリターン）」

「日経平均内需株 50 指数（ネット・トータルリターン）」

「日経平均外需株 50 指数（ネット・トータルリターン）」

「日経平均内需株 50 指数（トータルリターン）」、「日経平均外需株 50 指数（トータルリターン）」は、構成銘柄から得られる配当を、配当落ち日に構成銘柄の指数におけるウェイト・ファクターに応じて再投資した場合のパフォーマンスを表す指数であり、その配当について税引き後の値を用いたものが「日経平均内需株 50 指数（ネット・トータルリター

ン)」、「日経平均外需株 50 指数 (ネット・トータルリターン)」である。

配当の取り扱いなど、計算上の基本事項は「日経平均トータルリターン・インデックス」及び「日経平均トータルリターン・ネット・インデックス」に準拠している。

(2) 利用許諾

「日経平均内需株 50 指数」、「日経平均外需株 50 指数」、「日経平均内需株 50 指数 (トータルリターン)」、「日経平均外需株 50 指数 (トータルリターン)」、「日経平均内需株 50 指数 (ネット・トータルリターン)」、「日経平均外需株 50 指数 (ネット・トータルリターン)」(以下、総称して、「日経内需外需株 50」という)は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は「日経内需外需株 50」自体及び「日経内需外需株 50」を算定する手法、さらには、「日経内需外需株 50」の構成銘柄の基礎となる「日経平均株価」に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。「日経内需外需株 50」を利用した先物・オプションなどの金融派生商品を提供したり、ファンドやリンク債などの金融商品の組成・売り出し、又はデータ提供する場合などで「日経内需外需株 50」を商業的に利用する場合は、日経との利用許諾契約が必要になる。

(3) 免責

株式会社日本経済新聞社は、「日経平均内需株 50 指数」、「日経平均外需株 50 指数」、「日経平均内需株 50 指数 (トータルリターン)」、「日経平均外需株 50 指数 (トータルリターン)」、「日経平均内需株 50 指数 (ネット・トータルリターン)」、「日経平均外需株 50 指数 (ネット・トータルリターン)」(以下、総称して、「日経内需外需株 50」という)を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、一切の責任を負わない。日経は、「日経内需外需株 50」の計算方法、その他「日経内需外需株 50」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有している。

「日経内需外需株 50」は原則として本資料に記載された方法等に基づいて算出される。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難と日経が判断した場合は、日経が適当とみなした処理方法により算出することがある。また、同算出要領は、今後、ルールの見直しなどに伴い、変更されることがある。本資料に記載された情報を利用したことにより発生するいかなる費用又は損害などについて、日経は一切その責任を負わない。

なお、「日経内需外需株 50」の構成銘柄の基礎となる「日経平均株価」についても、上記免責事項は同様とする。

(4) 問い合わせ先

日本経済新聞社 インデックス事業室
メール: index@nex.nikkei.co.jp

(別紙) 算出要領・変更履歴

2019 年 4 月 15 日版	初版
2023 年 10 月 2 日版	・ 3 : 銘柄の管理 (4) 構成銘柄の臨時入れ替え テクニカル上場銘柄を採用する場合の取り扱いを追記 ・ 4 : 指数の計算 (4) ウエート・ファクター テクニカル上場銘柄を採用する場合の取り扱いを追記
2024 年 11 月 5 日版	・ 4 : 指数の計算 (3) 株価 臨時気配の取り扱いを追記